

リヒテンシュタイン財団を通じた株式保有に関する「株式等」拡張解釈（消極）¹⁾

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 8 年 4 月 14 日

【事 件 番 号】 令和 7 年（行コ）第 323 号

【事 件 名】 所得税更正処分取消等請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決取消

【参 照 法 令】 租税特別措置法（平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの）40 条の 4 第 1 項・第 2 項
1 号、租税特別措置法施行令（平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの）25 条の
21 第 5 項 1 号

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574997

立教大学教授 浅妻章如

事実の概要

日本個人居住者たる X（原告、控訴人）が 3 万スイスフラン全額を拠出²⁾してリヒテンシュタイン公国に法人格を有する財団（Stiftung³⁾。以下「本件財団」という）を平成 17 年 5 月 19 日に設立することを指示した。バハマ法人（以下「バ社」という。平成 17 年 5 月 10 日設立）株式の全てを、バ社の名義株主を通じて本件財団が保有していた。バ社は公社債利子等を稼得していた。

争点は、【X…本件財団…バ社】という関係において、X が本件財団の株式等を有しているとして X がバ社株式を間接的に保有している（Y（被告、被控訴人、国）側主張）か否（X 側主張）かである。株式等を間接保有しているならば、バ社の利益が X の課税所得に合算される⁴⁾。

平成 29 年税制改正後、日本居住者が外国法人株式を直接又は間接に保有していなくても、日本居住者と外国法人との間に実質支配関係⁵⁾があれば、同様の合算課税が行われることとなった。この事件の事実関係は平成 29 年改正前であるので改正後の規定は適用されない⁶⁾ため、「株式等」（株式又は出資。以下同様）を経由していることが必要である。

裁決⁷⁾を経て X が提訴した。

X の主張は、裁決が簡にして要を得たまとめ方

をしているので、抜粋する——「リヒテンシュタイン会社法には、財団に対する財産の拠出者が保有すべき株式等に相当するものに関する規定が何ら存しないから、同法に基づき設立された本件財団には、保有の対象となるべき株式等はなく、本件財団の株式等を保有する者は存在せず、リヒテンシュタイン会社法は、財団設立時に 30,000 スイスフラン以上の財産を拠出すべきことを定めているものの、これは財団の財政基盤たる財産を意味するにすぎないのであって、単なる寄附と同様、これによって設立者に財団に対する何らかの持分が生じるものでない」。

一審判決⁸⁾は、「支配力の有無は、形式上、名目上のものではなく、外国法人の収益や資産を実質的に支配し得る地位の有無という観点から判定されなければならない。また、措置法 40 条の 4 の規定は、外国法人の『株式又は出資』を判定基準の一つとするものであるところ、諸外国の法制度が我が国の法制度と異なり得るものであることは明らかであるから、その判定基準を構成する『株式等』（株式又は出資）について、我が国における『株式』又は『出資』と完全に同じものを指すと解することはできず、外国法人を支配し得る単位化された物的持分としての法的地位を指す」と判示し、X が本件財団の「株式等」を有していたので間接的にバ社株式を保有していた、と判断し、

Xの請求を棄却した。Xが控訴した。

判決の要旨

「リヒテンシュタイン法上の財団法人は、我が国の一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第3章）と本質的に異なるものではなく、営利目的の社団法人（会社）に典型的にみられる出資とか持分とは無縁の法人というほかない」。「Xが本件財団に実質的支配を及ぼしていることは確かであるにせよ、出資による持分の取得（すなわち資本関係）とは異なる手段によって対象法人を支配するものであって、このような場合にまで措置法40条の4の適用を認めるのは、明らかな文理解釈の逸脱であり、許されない拡張解釈といわざるを得ない」。

判例の解説

一 借用概念の解釈

借用概念の解釈は借用元におけるのと同義にと説かれることが多い⁹⁾が、複数の類型がある。

第一類型として、事実婚「配偶者控除」訴訟¹⁰⁾では、配偶者は法律婚に限るとした。

第二類型として、鈴や金融事件¹¹⁾も、配当が借用概念であることを前提にしていたが、「所得税法もまた、利益配当の概念として、商法の前提とする利益配当の観念と同一観念を採用している」と判示し、傍論ながら、「商法上不適法な配当でも所得税法上の利益配当のうちに含まれる」と判示した。

第二の判例を前提とすると、第一の事例において、法律婚に限るのではなく【民法の前提とする婚姻の観念と同一観念】のような書き方が考えられる。逆に、第一の事例でそのような考え方をしなかったからこそ、第一の借用概念の解釈（借用元で適法なものに限る）と第二の借用概念の解釈（借用元で適法なものに限らない）という違いが際立つ。

第三類型として、民法の住所概念のように、借用元である民法においても通説的見解として住所は法分野毎に複数ありうる、と考えられている場合もある¹²⁾。

第四類型として、貸付金のように借用元の法分野で用いられていない語でも借用概念として扱う場合がある¹³⁾。

第五類型として、借用概念は借用元におけるのと同義にの例外として、浜名湖競艇場用地事件¹⁴⁾で所得税法の規定の構造に照らして所得税法60条1項2号の「贈与」を「単純贈与と贈与者に経済的利益を生じない負担付贈与」と縮小解釈した例がある。但し註14は学説から問題視されていないように見受けられる¹⁵⁾。

本件一審判決は第二又は第五類型、本判決は第一類型に近い。

二 外国の組織の法人／非法人判定との距離

Delaware州LPS事件¹⁶⁾は日本から見て法人／非法人の判定に悩む外国の組織¹⁷⁾の判定基準を示した¹⁸⁾。他方、本件一審判決は「我が国における『株式』又は『出資』と完全に同じものを指すと解することはできず」と述べ、註16と距離があることを自認していると読める。

三 文理解釈の原則と例外

租税法令の「解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない」¹⁹⁾という考え方が通説とされている。文理解釈のリーディング・ケースとしてホステス報酬計算期間事件²⁰⁾が挙げられることが多い。

「みだりに」は【絶対に】ではなく、例外的に拡張解釈・縮小解釈²¹⁾や類推解釈は存在しうる。判例・裁判例の中には文理解釈の例外と目される事例がある。

類推解釈の余地を明示した判例としてサンヨウメリヤス土地賃借事件²²⁾がある。しかし事案の結論は類推解釈ではなかったのでratio decidendiではない。他方、類推を明示していないものの類推をしたと目される事例として、宮崎土地区画整理事業事件²³⁾と、都民税還付加算金起算日事件²⁴⁾がある。

拡張解釈・縮小解釈と目される事例も数例ある。縮小解釈の浜名湖競艇場用地事件（註14）、所得税法64条2項の「保証債務を履行するため資産……の譲渡……があつた場合」を縮小解釈した

事例²⁵⁾、物品税法の「小型普通乗用四輪自動車」を拡張解釈した事例²⁶⁾、消費税法 30 条 7 項の「帳簿又は請求書等……を保存」を縮小解釈した事例²⁷⁾を挙げることができる。4 例とも、規定の趣旨を重視し、文理解釈では導きにくい結論を導いた事例といえる。

四 CFC 税制の趣旨が文理解釈の例外を導くか

規定の趣旨に照らし規定の適用を否定した²⁸⁾外税控除余裕枠事件²⁹⁾の考え方が、対称的に納税者を救済しうる³⁰⁾、という主張がある。しかし、CFC 税制に関しては否定例が積み重なっていた。代表例として、外国で製造・販売がなされていた来料加工事件³¹⁾、ケイマン法人日本支店に関する日興コーディアル事件³²⁾、基準時の文理解釈を強調したみずほ銀行事件³³⁾、「居住者の……親族」を縮小解釈しなかった例³⁴⁾が挙げられる。特にみずほ銀行事件では、草野耕一補足意見が「過剰課税を発生させることがあるというある種の難点を抱えていることは事実である」とまで述べていた。CFC 税制が「日本の課税ベースの浸食への対抗措置」³⁵⁾であるという趣旨についての理解は、CFC 税制の目的的解释を可能としてこなかった。

文理解釈から外れて課税庁を救うことはあっても(註 29) 納税者を救うことはないという立論は、反例(註 23 や註 24) に照らして妥当しない。規定の趣旨からの逸脱度が外税控除余裕枠事件(註 29) は他より強かったという立論も、註 32 に照らして難しいであろう。外税控除について目的的解释が許され CFC 税制について許されてこなかった理由は、未だ不明である。

そうした裁判例の積み重ねがあった中で、本件一審判決が CFC 税制に関し文理解釈から外れた数少ない例である³⁶⁾ところ、文理解釈に拘ったのが本判決の位置付けとなる。最高裁判決が待たれる。所得税法 9 条 1 項 17 号の文理より趣旨を重視した高裁判決を、最高裁³⁷⁾ が文理解釈に拘り破棄差戻した例(結論は出てない)が記憶に新しい。

●—注

- 1) 本稿では年月日表記になるべく DDMMYYYY, MMDDYYYY を用いない。人名に敬称・職名等を付さない。「」『』を引用のために用い、[] を註記のために用い、

【 】を区切りの明確化のために用いる。URL は 2026 年 7 月 20 日にチェックした。筆者は本件に関わっていないが、国税不服審判所裁決令 6・11・1 裁決事例集 137 集 58 頁に関し納税者側代理人から依頼されて意見書を書いた。勿論本稿で偏らないよう気を付けるつもりであるが、偏りの有無は読者の判断に委ねるしかない。

- 2) 寄附類似か出資類似か、争いがある。
- 3) 3 万スイスフランの Stiftungskapital は裁決(註 7)で「財団資本金」と訳されているが、資本金に当たらないと X は主張している。
- 4) 租税特別措置法 40 条の 4 (平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの)。タックス・ヘイブン対策税制、CFC (controlled foreign corporation/company 被支配会社) 税制、外国子会社合算税制、などと呼ばれる。株主たる日本居住者が法人の場合は租税特別措置法 66 条の 6 が適用される。
法 40 条の 4 第 2 項 3 号の「間接に有する当該外国法人の株式の数又は出資の金額」について、租税特別措置法施行令(平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの) 25 条の 21 第 5 項 1 号は、他の外国法人の発行済株式等の全部又は一部が個人又は内国法人により所有されている場合、当該外国法人の発行済株式等に、当該個人又は内国法人の当該他の外国法人に係る持株割合に当該他の外国法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した割合を乗じて計算される旨を定めている。
- 5) 租税特別措置法施行令 39 条の 16。『平成 29 年度税制改正の解説』52 頁、664～666 頁[池田洋一郎＝廣瀬大＝山田博志＝山田尚功執筆] 参照。
- 6) 新しい法規範が旧い法規範の解釈に影響を及ぼすか否かは難しい問題である。自動車部品輸入業者事件・東京地判平 27・5・28 訟月 63 卷 4 号 1252 頁と控訴審・東京高判平 28・1・28 訟月 63 卷 4 号 1211 頁(最終平 29・4・14 税資 267 号順号 13011 で確定)はアメリカ個人居住者が日本に有する物的施設が PE (permanent establishment. 恒久的施設) に当たると判断した。当該物的施設が準備的又は補助的な活動のみをしている場合は PE に当たらないところ、日米租税条約 5 条 4 項 (a) の「storage, display and delivery」(特に問題となるのは delivery: 引渡し) が準備的又は補助的な活動の例示であって delivery 目的であっても準備的又は補助的な活動でなければ PE に該当しうるので(国側主張)、(a) の「storage, display and delivery」は例示でなく、(a) に収まる物的施設は準備的又は補助的か否かを問うことなく PE から除外されるのか(納税者側主張。特に、delivery はそもそも準備的又は補助的たりえないという考え方から、UN モデル租税条約 5 条 4 項 (a) は delivery を含めていないという点も、delivery が準備的又は補助的な活動の例示とは言い難いという説を強化する)、という解釈問題において、裁判所は国側主張を認めた訳であるが、日米租税条約 5 条 4 項 (a) の条約締結時(2003 年)の解釈として妥当であるのか、条約締結後の OECD 等におけ

- る BEPS 対策の一環における PE 定義修正案（但しアメリカは賛同していない）の影響を受けているのではないか、という疑問の余地はある。浅妻章如「判批」ジュリ 1447 号 8 頁、藤谷武史「判批」ジュリ 1494 号 119 頁参照。
- 他方、統括会社特例が立法される前の年度に関するデンソー事件・最判平 29・10・24 民集 71 巻 8 号 1522 頁は、立法前の年度においても統括業務が株式保有業に包含される関係にはない旨を判示した、という例もある。
- 7) 国税不服審判所裁決令 6・3・11 広裁（所）令 5 第 9 号（LEX/DB26013197）。
 - 8) 東京地判令 7・9・12 令和 6（行ウ）139 号（LEX/DB25623681）。
 - 9) 金子宏『租税法〔24 版〕』（弘文堂、2021 年）127 頁。
 - 10) 最判平 9・9・9 訟月 44 巻 6 号 1009 頁。
 - 11) 最判昭 35・10・7 民集 14 巻 12 号 2420 頁。
 - 12) 武富士事件・最判平 23・2・18 集民 236 号 71 頁は、住所複数説の採否を明らかにしなかった。
 - 13) レボ訴訟・東京高判平 20・3・12 金判 1290 号 32 頁。
 - 14) 最判昭 63・7・19 集民 154 号 443 頁。
 - 15) 金子・前掲註 9）127 頁は、同義に解すべしと述べる前に「別意に解すべきことが租税法規の明文またはその趣旨から明らかな場合は別として」と述べている。
 - 16) 最判平 27・7・17 民集 69 巻 5 号 1253 頁。
 - 17) 後に Delaware 州 LPS を非法人扱いしてよいとする通達（https://www.nta.go.jp/english/tax_information.pdf）が発せられたことも法人／非法人の限界線上であったことの証左といえる。
 - 18) 他、オランダの財団が信託に当たるとした国税不服審判所裁決令 6・3・14 裁決事例集 134 集 86 頁参照。
 - 19) 金子・前掲註 9）123 頁。
 - 20) 最判平 22・3・2 民集 64 巻 2 号 420 頁。
 - 21) 或る概念を拡張するか、その概念を否定する概念を縮小するか、表裏一体であることが多いので、本稿は拡張解釈と縮小解釈を区別しない。
 - 22) 最判昭 45・10・23 民集 24 巻 11 号 1617 頁。
 - 23) 最判平 19・1・23 集民 223 号 53 頁。吉村典久「租税法における類推：最判平成 19 年 1 月 23 日の分析」『木村弘之亮古稀記念 公法の理論と体系思考』（信山社、2017 年）37～60 頁参照。
 - 24) 最判平 20・10・24 民集 62 巻 9 号 2424 頁。
 - 25) 札幌高判平 6・1・27 判タ 861 号 229 頁。
 - 26) 最判平 9・11・11 集民 186 号 15 頁。
 - 27) 最判平 16・12・16 民集 58 巻 9 号 2458 頁。
 - 28) 縮小解釈と限定解釈との違いについて註 29 に関する増田貴都「判批」別冊ジュリ 276 号 30 頁以下、31 頁参照。
 - 29) 最判平 17・12・19 民集 59 巻 10 号 2964 頁。
 - 30) 中里実「タックス・ヘイブン対策税制改正の必要性」同『租税法論集Ⅳ 国際課税の研究』（有斐閣、2024 年（初出 2013 年））49 頁以下、66～67 頁。
 - 31) 東京高判平 23・8・30 訟月 59 巻 1 号 1 頁、大阪高判平 24・7・20 税資 262 号順号 12006、岡山地判平 26・7・

16 訟月 61 巻 3 号 702 頁。後に平成 20 年度税制改正で対処された。

- 32) 東京高判平 27・2・25 訟月 61 巻 8 号 1627 頁。
- 33) 最判令 5・11・6 民集 77 巻 8 号 1933 頁。
- 34) 東京地判令 5・3・16 税資 273 号順号 13832。
- 35) 増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法〔4 版〕』（東京大学出版会、2019 年）187 頁。
- 36) 他、註 33 で覆された東京高判令 4・3・10 金判 1649 号 34 頁がある。
- 37) 最判令 8・6・23 令和 6（行ヒ）160 号（LEX/DB25575065）。

●——先行評釈

石井倫遠「タックス・コンプライアンスを巡る国際的連携の動きと我が国の政策対応の在り方（試論）」RIETI Discussion Paper Series 10-J-033（2010 年）、小山浩「近時の企業実務上留意すべき租税裁判例・裁決例の解説」租税研究 907 号（2025 年）156 頁以下、175～178 頁、田中晶国「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）38 号（2026 年）227 頁、三好建弘「判批」月刊税務事例 58 巻 4 号（2026 年）68 頁、栗原宏幸＝山田彰宏＝安部誠「海外財団を利用した法人保有スキームとタックス・ヘイブン対策税制」森濱田松本法律事務所 Tax Law Newsletter 71 号（2026 年）